

産業廃棄物処理委託契約書

(中間処理)

産業廃棄物処理委託契約書（中間処理）

排出事業者：群馬県知事 山本一太（以下「甲」という。）と

中間処理業者：契約の相手方（以下「乙」という。）は

甲の事業場：別紙仕様書から排出される産業廃棄物の処理業務
について、次の通り契約を締結する。

第1条（法の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1（業務）

乙は、別紙仕様書に基づいて業務を行うものとする。

2（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は、以下の通りであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出する。

（特別管理産業廃棄物）

許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業の区分	
施設の処理能力	
産業廃棄物の種類	
許可の条件	
許可番号	

3（委託する産業廃棄物の種類および数量）

甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類及び数量は、次の通りとする。

種類：感染性廃棄物

予定数量：別紙仕様書に記載

4（処分の場所及び方法）

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次の通り処分する。

事業場の名称	
所在地	
電話番号	

処 分 の 方 法	
-----------	--

5 (搬入業者)

第2条第3項の産業廃棄物の前項に指定する事業場への搬入は、次の収集運搬業者が行う。

(特別管理産業廃棄物)

氏名 (法人にあっては名称)	
許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業の区分	
産業廃棄物の種類	
許可の条件	
許可番号	

6 (保管)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の保管を行う場合は、法令に基づき、且つ、第13条で定める契約期間内に確実に処分できる範囲で行う。

7 (再委託)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託しない。ただし、契約期間内に、処分業務を他人に委託する必要が生じた場合は、乙は、甲の承認を得て、法令の定める再委託基準に従い処分業務を再委託することができる。

この場合において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除する。

8 (最終処分)

乙は、第2条第4項の処理により、発生する燃え殻及びばいじんの最終処分については、乙の責任において適正に次の処分業者に委託するものとする。ただし、中間処分後の燃え殻及びばいじんは、可能な限り溶融固化により再利用することとする。なお、溶融施設の故障等により、溶融固化による再利用が不可能となった場合に限り、乙は、甲の承認を得て、管理型埋立による最終処分を行うことができる。

氏名 (法人にあっては名称)	
住所	
許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業の区分	
施設の処理能力	
産業廃棄物の種類	
許可の条件	
許可番号	
事業場の名称	

所	在	地	
---	---	---	--

第3条（義務と責任）

1 (甲)

- (1) 甲は乙の要求に従い、処分を委託する産業廃棄物の種類、発生行程、性状（形状成分、有害物の有無、臭気）、荷姿及び排出数量等の必要な情報を通知する。
- (2) 甲は、委託する産業廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないようにする。万一混入したことにより乙の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのある場合には、乙は委託物の引き取りを拒むことができる。この場合において甲は委託手数料の支払い義務を免れず、他に障害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。
- (3) 甲は、自ら排出した産業廃棄物を乙の事業場へ適正に搬入するために、適正な委託契約のもとで、第2条第5項の収集運搬業者を指示し、監督・指導する義務を負う。
- (4) 甲は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第12条の5第1項の規定による電子情報処理組織（以下「電子マニフェスト」という。）を使用するものとする。

2 (乙)

- (1) 乙は、甲から委託された産業廃棄物の再利用を行わず、乙の事業場における受け入れから、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。
- (2) 乙は、電子マニフェストを使用するものとする。
- (3) 乙は、電子マニフェストを使用可能であることを証するものとして、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの発行する電子マニフェストの加入証の写しを委託者に提出し、本委託契約書に添付するものとする。

加入者番号 :

公開確認番号 :

- (4) 乙は、甲から委託された業務が終了した日から3日以内に電子マニフェストを使用してその旨を報告するものとする。
- (5) 乙は、第2条第4項の処理により、発生する産業廃棄物の最終処分の終了をマニフェストの写しで確認した日から3日以内に、電子マニフェストを使用して最終処分が終了した旨を報告するものとする。
- (6) 乙は、前2項の業務終了報告をした後、甲の指定する検査員の検査を受けなければならない。
- (7) 乙はやむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、且つ、甲における影響が最小限となるよう努力する。

(8) 乙は、第2条第8項の最終処分業者の許可証の写しを甲に提出し、許可事項又は最終処分業者に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出するものとする。

第4条（適正処理に必要な情報の提供）

1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「産業廃棄物の提供に関するガイドライン」を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- ア 産業廃棄物の発生工程
- イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 混合等により生ずる支障
- オ 日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- カ 石綿含有の有無、水銀使用製品又は水銀含有ばいじん等の有無
- キ 委託する産業廃棄物に、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第二条第二項に規定する第一種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合
- ク その他取扱いの注意事項

2 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」の「容器貼付用ラベル」参照）。

4 マニフェストへの記載事項に虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲及び収集運搬業務を受託する者に求め、修正内容を確認のうえ、委託物を引き取ることとする。

5 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月

環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類：－

提示する時期又は回数：－

第5条（手数料・消費税・支払い）

- 1 甲が乙に委託する産業廃棄物の処分業務に関する委託手数料については、次のとおりとする。

種類	感染性廃棄物
委託手数料	円/kg

- 2 委託手数料の額が経済情勢の変化等により不適当となったときは、甲・乙双方の協議によりこれを改定することができる。
- 3 甲の委託する産業廃棄物の処分業務についての消費税は、甲が負担する。

第6条（代金の請求及び支払い）

- 1 乙は、委託業務にかかる委託料を月ごと及び病院ごとに集計し、翌月10日までに各病院あてに委託料請求書を提出するものとする。
- 2 各病院長は、前項の委託料請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受理した日から30日以内に乙に対して、委託料を支払うものとする。

第7条（機密保持）

甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。この事項は乙が本業務の受託者でなくなった場合にも継続されるものとする。また、当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による承諾を得なければならない。

第8条（解除等）

- 1 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
 - (2) 乙の委託業務の処理が不適当と甲が認めたとき。
 - (3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(以下「暴力団員等」という。)であることが判明したとき。

- (4) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という。）の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (5) 乙がその他この契約書の条項に違反したとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき（前項第1号又は第2号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として第5条に規定する委託手数料に別紙仕様書記載の排出予定量を乗じ、当該金額に100分の110を乗じて得た金額の10分の1に相当する額の支払いを求めることができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。
- 4 甲は、群馬県政府調達苦情検討委員会（以下「苦情検討委員会」という。）から契約停止の通知を受けた場合は、契約の執行を停止することができる。
- 5 甲は、苦情検討委員会から契約を破棄する提案があった場合は、契約を破棄することができる。
- 6 前2項の規定により、契約の執行を停止し、又は契約を破棄したときにおいて、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責めを負わないものとする。
- 7 第1項の規定又は法令の規定により、この契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲・乙双方の責任で処理した後でなければこの契約は解除できない。

第9条（談合等不正行為があった場合の解除等）

- 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、この契約を解除することができる。
- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第7条又は第8条の2の規定に基づく排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令）又は独占禁止法第85条第1号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (2) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき第5条に規定する委託手数料に別紙仕様書記載の排出予定量を乗じ、当該金額に100分の110を乗じて得た金額の10分の2に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する

違約金を超えるお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

第10条（違約金等の遅延利息）

乙が、第8条第2項並びに第9条第2項及び第3項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

第11条（暴力団等による不当要求行為があつた場合の届出義務）

乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が当該契約の遂行に当たり暴力団又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

第12条（損害賠償）

乙の従事者が委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。委託業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。

第13条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度当事者が誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

第14条（契約期間）

この契約は、有効期間を令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲及び乙は、各々記名押印のうえ各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県知事 山本 一太

乙